	令和4年度 一般会		計歳出	第6款2	保育·耈	育・教育施設運営費								
	<u> </u>				12節(55)電算	処理事務	委託料	(資産)					
		種	目	番	号		委託担当							
							こども	青少年局	子育て	支援部	保育•	教育給	付課	
受付番号						連絡先	ī		給付担当	担当	がな当者名	那山	ま みやわ 「、宮朋	きょしだおいます。古田
											電	話	671	-0202
						設		計		書	Î			
1	委		託		名	給付費	貴申請事	務におり	けるkin	tone保	守業	答委託	(令和	4 年度)
2	履	1	行	場	所	こど	も青少年	局保育	· 教育	給付課	.及び	受託者	社内	
3		貴行期				■期間		日 から 年	令和 5 ² 月	年3月3 日 まで		で		
4 5		!約区		約	事 項	■ 確	定契約				□概	算契約_		
5	そ	. の f	他 特					要(月	H			場所	
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	_ ■ 確 		要 (月	B	□ 概		場所	
5	そ		他 特			不	要□			·	時	分		-)_ -)_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和:	要 □	スタマイ	ズ開発し	た、小	時 規模保	分 育事業 🛭	A型、小	
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和:	要□	スタマイ	ズ開発し	た、小	時 規模保	分 育事業 🛭	A型、小	
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_
5 6	そ 現		他 特 場	説	明	■ 不 令和; 業所内傷	要 □ 3 年度にカ R育事業 A	スタマイ 型向けk:	ズ開発し intoneア	<u>た、小</u> プリにつ	規模保	分 育事業 <i>A</i> 制度改	A型、小 正への対	対応、_

■ しない

口 す る (回以内)

部 分 払 の 基 準

						4					
業	務	内	容	履 行 予定月	数	量	単 位	単	価	金	額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を())で囲む。

委託代金額	¥
内 訳 業務価格	<u>¥</u>
消費税及び地方消費税相当額	¥

内 訳 書

名	尓	形状寸法等	数	量	単位	単 価	金	額 (門)	摘	要
保守		作業費	1		式					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

給付費申請事務における kintone 保守 業務委託仕様書

第1.0版

令和4年度

横浜市こども青少年局保育・教育給付課

1 委託業務名

給付費申請事務における kintone 保守業務委託

2 委託業務の目的

制度改正への対応、kintone カスタマイズ開発箇所の動作不良の解消、及び操作性の向上を目的とする。

3 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

4 対応時間の上限

合計 50 時間まで

5 委託業務の範囲

令和3年度にカスタマイズ開発した、小規模保育事業A型、小規模型事業所内保育事業A型向け kintone アプリ (以下、「本システム」という) を対象にし、以下の業務を行うこととする。

(1) 制度改正への対応、操作性の向上の場合

ア kintone アプリの設定修正対応

本市職員と協議のうえ、kintone アプリの設定修正を行う。修正内容の要件については、本市職員が国及び本市の制度改正の内容、操作性向上の課題を確認して確定させる。

(2) kintone カスタマイズ開発筒所の動作不良の場合

ア 一次切り分け

本システムに動作不良が発生した場合、本市職員と連携して一次切り分けを行う。

イ 動作不良対応

アの切り分けの結果、カスタマイズ開発の内容(kintone アプリの設定)に問題があることが 分かった場合、以下に示す項目等を行う。

- (ア) 動作不良の原因調査
- (イ) kintone アプリ設定の修正
- (ウ) 報告書作成
- ウ kintone アプリの設定修正対応

アの切り分けの結果、当初要件における想定外ケースであった場合、本市職員と協議のうえ、kintone アプリの設定修正を行う。

エ システム関連の問合せ対応

本市担当者から本システムに関する仕様や不具合等に関する問合せがあった場合、電話、メール等で回答を行う。また、問合せの対応記録を作成し、問合せ対応状況、対応結果を報告すること。

6 業務実施体制等

(1) 業務実施体制

「4 委託業務の範囲」の実施にあたって必要な体制を確保するものとする。変更がある場合は事前にその内容について提示し、本市の了承を得ること。

(2) 作業場所及び作業時間

ア 作業場所

横浜市こども青少年局保育・教育給付課 執務室 (横浜市中区尾上町1-8関内新井ビル)、及び受託者が定めた場所

イ 作業時間

平日 (月曜日から金曜日) の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(3) ソフトウェア要件

本システムで利用する製品についてはサイボウズ株式会社の kintone 及びアールスリーインス ティテュート社の gusuku Customine とすること。

(4) システム保守環境等

ア 保守環境

受託者が必要に応じ用意・構築し、kintone アプリの設定変更、テストを行うこと。ただし、本 番運用環境でなければできない作業がある場合、下記の本番運用環境を使用しても構わない。

イ 本番運用環境

本市で用意する。受託者は運用に影響がないように kintone アプリの設定変更、テストを行うこと。

ウ ライセンス

本市の本番運用環境で受託者が必要とするライセンスは本市で用意し、受託者に貸与する。

7 納品物

(1) 提出先

横浜市こども青少年局保育・教育給付課(横浜市中区尾上町1-8関内新井ビル)

(2) 提出物・提出方法・納期

提出物	提出方法	納期
ア 運用計画書	電子媒体	契約締結日から2週間以
		内
イ 問合せ対応記録・システ	電子媒体	毎月末日まで
ム障害管理簿		(ただし、納品開始は運用
		業務開始日からとする。)
ウ その他、本市が必要とす	契約後、本市担当者と協	契約後、本市担当者と協議
る資料等	議の上、決定をおこなう。	の上、決定をおこなう。

※納期が同一のドキュメントについては、電子媒体の提出を取りまとめても構わないこととする。

8 特記事項

- (1) 本システム保守業務の契約の履行過程で生じた著作権法第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ(営業秘密)は本市に帰属するものとする。ただし、開発にパッケージなどのソフトウェアを使用した場合、当該パッケージ部分についてはこの限りではない。
- (2) 本市の要求に応じて、他システムとの連携に必要な部分のプログラムのソースコード、データベース定義等の情報を開示すること。
- (3) 本システムの保守作業拠点は日本国内に設置し、本市担当者と保守責任者が密に連絡の取れる 体制とすること。
- (4) 本システムの保守作業はサイボウズ株式会社の kintone 認定アソシエイト資格者が直接担当すること。または、kintone 認定アソシエイト資格者が担当者をサポートする体制とすること。

9 適用文書

- (1) 「委託契約約款」
 - 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。
- (2) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記 事項」を遵守しなければならない。
- (3) 「個人情報取扱特記事項」
 - 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。